

静岡県告示第155号

次のとおり解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和3年3月5日

静岡県知事 川勝平太

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
富士市鮫島字西浜添521の7
- 2 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため